○内閣府告示第十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　長崎県、長崎市、佐世保市及び西海市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　長崎県の全域

○内閣府告示第十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第六号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十五年二月十五日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　岐阜県、各務原市、愛知県、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村並びに名古屋港管理組合

二　国際戦略総合特別区域の範囲　各務原市、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第七号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十五年二月十五日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　京都市、京田辺市及び木津川市並びに京都府相楽郡精華町並びに大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、茨木市、泉佐野市、和泉市、箕面市及び泉南市並びに大阪府三島郡島本町並びに泉南郡熊取町及び田尻町並びに神戸市及びたつの市並びに兵庫県赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第九項で準用する同法第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域の指定を平成二十五年二月十五日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　秋田県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　秋田県の全域

○政治資金適正化委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四三六四	二五、二、八	西垣　哲雄
四三六五	二五、二、八	大西　一史
四三六六	二五、二、八	山出　直樹
四三六七	二五、二、八	太田　恵輔
四三六八	二五、二、八	篠原　均
四三六九	二五、二、八	山本　祐紀
四三七〇	二五、二、八	森本　新一

○法務省告示第八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百八十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十五年五月二十三日」を「平成二十五年五月二十四日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年五月二十四日から施行する。

○外務省告示第五十六号

平成二十五年二月十一日にカブールで、ナンガルハール農村インフラ改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナンガルハール農村インフラ改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億七千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　高橋博史在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　ジャーヴェド・ルーディン外務副大臣

平成二十五年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第五十七号

平成二十五年二月十一日にロメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　井上進在トーゴ大使

トーゴ側　エリオット・オイヌ外務・協力大臣

平成二十五年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第五百二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十六号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第五百三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十四条第二項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第十九条の三第二項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準の二の4の(3)の規定にかかわらず、平成二十六年四月三十日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないことができる。

○農林水産省告示第五百五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十五日

農林水産大臣　林　芳正